平成２３年（フ）第７５９７号
大阪市西成区玉出西２丁目５番５号　幸福マンション202号
債務者　草野　欽司
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３３号
大阪市此花区四貫島２―18―３―602、住民票上の住所大阪市此花区西九条２丁目６番８号　ステラカーサ203号
債務者　小川　信行
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７２号
大阪府摂津市正雀３丁目４番12―103号
債務者　安田　武男
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７５号
大阪府門真市千石西町２番11―304号
債務者　山本たゑ子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７７号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目17番17号、前住所大阪府豊中市浜３丁目19番18―101号
債務者　福嶋　賢一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９４号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番３号
債務者　久保　榮子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１３号
大阪府高槻市竹の内町68番３号
債務者　加苅　聖二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１４号
大阪市城東区中央３丁目10番19―403号
債務者　松見　麻美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１５号
大阪市大正区三軒家東２丁目５番１―501号
債務者　山内　和光
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１７号
大阪府東大阪市南上小阪７番２号　エクセル上小阪602号
債務者　村山　誇子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２１号
大阪府吹田市新芦屋下21番31―305号
債務者　川本　眞吾
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番11号　スマイルパールハイツⅢ313号
債務者　谷川恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２９号
大阪府門真市舟田町５番40号
債務者　松田　　力
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７号
徳島市住吉６丁目６番26　城東ハイネスＡ103
債務者　松本晃一郎
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６４号
千葉県我孫子市布佐１丁目６番地の13
債務者　下谷　公子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６６号
千葉県我孫子市湖北台４丁目12番１号　８号
債務者　林　喜一郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８８号
千葉県野田市桜台66番地の７
債務者　大嶋　完二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５３号
千葉県松戸市新松戸東11番地の14　ジュネパレス岡野102号
債務者　木下　　剛（旧姓押鴨）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部